

令和元年10月1日から 幼児教育・保育の無償化がスタート

対象者・利用料

満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子どもの利用料が
月額25,700円まで無償となります。

(幼児教育・保育無償化の開始に伴い、就園奨励補助金は9月に終了します。)

- ◆実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。
- ◆幼児教育・保育無償化に伴い、副食(おかず・おやつ等)の費用の補足給付制度が新設されます。対象は、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子(※)の子どもです。
(※) 小3までの子どもから順に第1子、第2子とかぞえて、第3子以降のこども
- ◆入園初年度に限り、月額の保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせ、月額25,700円まで無償となります。

預かり保育

保育の必要性のある3歳児(3歳になった日から最初の4月1日以降)
から5歳児(小学校就学前)までの子どもの利用料が
月額11,300円(※)まで無償となります。

(※)利用日数に応じて上限額は変動します(1日あたりの上限額は450円です)。

私学助成幼稚園を利用する全ての子どもが
施設等利用給付認定が必要となります。

園から配布される利用案内をご確認いただき、必要書類を園に提出してください。

※提出期限は園により異なりますのでご注意ください。

就労の理由により預かり保育を利用する場合、
就業証明書の提出が必要です!

問合せ先

無償化専用ダイヤル

電話:045-840-6064、FAX:045-840-1132

開設時間:午前8時から午後8時まで(土日祝日を含む)

(12月28日~1月3日は除く)